

第185期 定時株主総会 招集ご通知

日本電気株式会社 証券コード6701



目次

第185期定時株主総会招集ご通知 …… 3	事業報告 ……27
議決権行使のご案内 …… 5	連結計算書類 ……53
株主総会の運営に関するご案内 …… 7	計算書類 ……55
株主総会参考書類	監査報告書 ……57
第1号議案 定款中一部変更の件 …… 8	
第2号議案 取締役12名選任の件 …… 13	



代表取締役執行役員社長兼CEO
森田 隆之

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

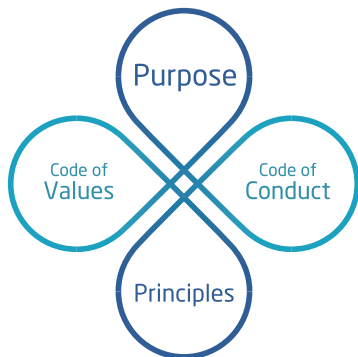
ここに、第185期定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2022年度の事業の概況をご報告させていただきます。

NECグループは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指しています。これを自らの存在意義（Purpose）としたNEC Wayのもと、2021年5月に発表した「2025中期経営計画」の達成と「NEC 2030VISION」で掲げた未来の世界の共創、ひいてはPurposeの実現に向けて、変革の歩みを止めることなく前進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、倍日のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年5月

NEC Way



NEC Wayは、NECグループが共通で持つ価値観であり行動の原点です。

会社としての姿勢

Purpose 存在意義

Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

Principles 行動原則

創業の精神「ベタープロダクツ・ベターサービス」
常にゆるぎないインテグリティと人権の尊重
あくなきイノベーションの追求

良き企業人としての姿勢

Code of Values 行動基準

Code of Conduct 行動規範

株主各位

証券コード 6701
2023年5月31日

東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
代表取締役社長 森田隆之
執行役員社長

第185期定時株主総会招集ご通知




拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第185期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご欠席の場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁および6頁のご案内に従って2023年6月21日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本総会当日のご来場につきましては、本総会開催日時点における新型コロナウイルス感染症等の状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、本総会ではライブ配信を行う予定ですので、ご活用ください。
本総会の運営に関しては7頁記載の「株主総会の運営に関するご案内」をご参照ください。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて「第185期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://jpn.nec.com/ir/events/stock/meeting.html	
本総会用資料掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/6701/teiji/	
東京証券取引所ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

※東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）については、上記URLにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本電気」を入力、または「コード」に「6701」を入力して検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月22日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	当社玉川事業場 NEC玉川ルネッサンスシティホール 神奈川県川崎市中原区下沼部1753（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 第185期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 定款中一部変更の件 第2号議案 取締役12名選任の件

以上

- ・書面交付請求された株主さまには電子提供措置事項を記載した書面をあわせてご送付いたしますが、当該書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項の記載を省略しております。
 - 事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要」および「株式会社の支配に関する基本方針」
 - 連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
- ・「連結包括利益計算書（未監査）」および「連結キャッシュ・フロー計算書（未監査）」につきましては、ご参考として前頁記載の各ウェブサイトに掲載しております。
- ・電子提供措置事項の内容に修正が生じた場合には、前頁記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載することによりお知らせいたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみならず重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月22日 (木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)



書面 (郵送) で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月21日 (水曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権をご行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限

2023年6月21日 (水曜日)
午後5時15分完了分まで

※ 書面 (郵送) による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

※ 代理人によるご出席は、議決権をご行使できる当社の他の株主1名様に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

【機関投資家のみならずへ】当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案に対する賛否をご記入ください。

【第1号議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

【第2号議案】

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

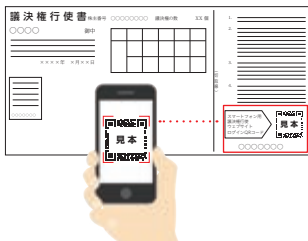
【議決権行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の表面の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、右記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿
管理人

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 - 652 - 031 (午前9時~午後9時)

株主総会参考書類－議案および参考事項

第1号議案 定款中一部変更の件

現行定款中一部を次のとおり改めたく存じます。

1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と経営スピードの向上をはかるため、監督と執行を明確に分離し、執行役への大幅な権限委譲が可能な指名委員会等設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、指名委員会等設置会社への移行に伴う取締役会の役割の変化等を踏まえ、定款上の取締役の員数上限を減員する変更を行うものであります。加えて、取締役がその役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材を確保することを目的として、業務執行取締役等でない取締役とも会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結できるよう変更を行うものであります。

定款変更案のうち、現行定款第24条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

以上のほか、上記の変更に伴う条数の整備およびその他の所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>	第4条 本会社は、 <u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。</u>
第5条～第9条 (略)	第5条～第9条 (現行どおり)

現 行 定 款

変 更 案

(株式その他の取扱規則)

第10条 法令の定めによる株主の請求及び通知並びに株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

- ② 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。

(株式その他の取扱規則)

第10条 法令の定めによる株主の請求及び通知並びに株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役において定める株式取扱規則による。

- ② 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役において定める取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 (略)

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

③ (略)

(株主名簿管理人)

第11条 (現行どおり)

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。

③ (現行どおり)

第12条～第15条 (略)

第12条～第15条 (現行どおり)

(決議要件)

第16条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。

② (略)

(決議要件)

第16条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によりこれを行う。

② (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとにその開会前に本会社に提出しなければならない。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第4章 取締役、取締役会及び委員会

(員数)

第18条 本会社に取締役20名以内を置く。

(員数)

第18条 本会社に取締役15名以内を置く。

第19条～第20条 (略)

第19条～第20条 (現行どおり)

現 行 定 款

変 更 案

(代表取締役)

第 2 1 条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(削 除)

(取締役会)

第 2 2 条 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。

(取締役会)

第 2 1 条

(削 除)

- ② 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
- ③ 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
- ④ 本会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

- ② 取締役会を招集するには、各取締役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
- ③ 本会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 2 3 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

(削 除)

(社外取締役との責任限定契約)

第 2 4 条 本会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 2 2 条 本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(委員会の委員)</u> 第 2 3 条 本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
第 2 5 条～第 3 1 条 (略)	(削 除)
(新 設)	第 5 章 執行役
(新 設)	<u>(選任)</u> 第 2 4 条 執行役は、取締役会の決議により選任する。
(新 設)	<u>(任期)</u> 第 2 5 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。
(新 設)	<u>(代表執行役)</u> 第 2 6 条 本会社は、取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。
第 3 2 条～第 3 5 条 (略)	第 2 7 条～第 3 0 条 (現行どおり)

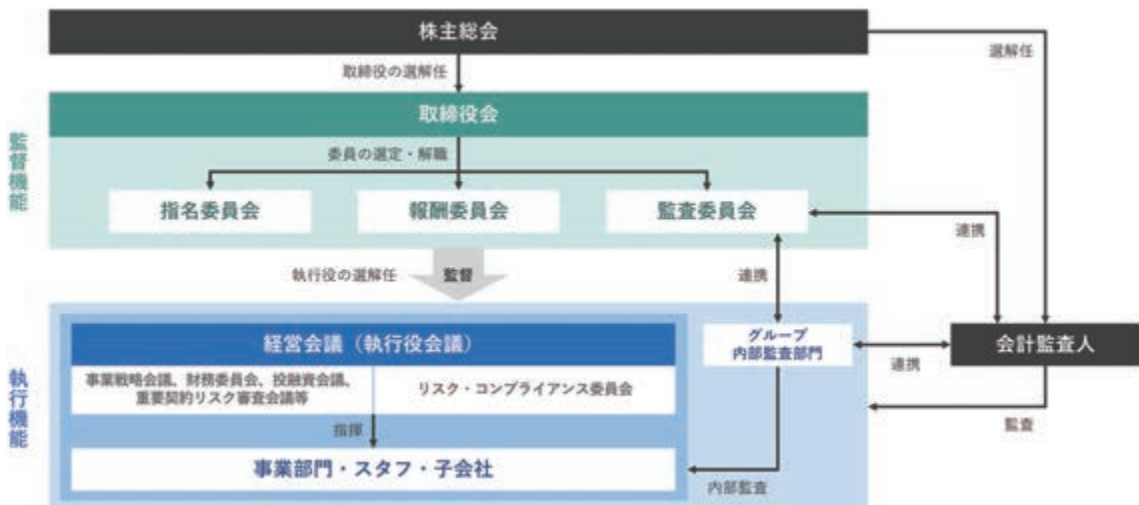
【ご参考】 指名委員会等設置会社への移行について

当社はPurpose経営のもと、2025中期経営計画の達成およびグローバルテクノロジーカンパニーとしての中長期的な企業価値の向上を目指し、戦略と文化の一体的な取り組みを推進しています。競争環境がグローバルで激化する中、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化と経営スピードの向上をはかるため、指名委員会等設置会社に移行することといたします。

監督と執行を分離し、取締役会の監督機能を強化します。取締役会は執行役の職務執行の監督と、当社の経営の基本方針に関する重要事項の審議を通じて経営の方向性を定める機能を担います。また、取締役会は、過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が指名委員会、報酬委員会および監査委員会の各委員長を務めることで、経営の透明性・客観性の向上をはかります。

業務執行に関しては、執行役に大幅な権限委譲を行うことで意思決定と実行を迅速化します。それにあわせ、新たに設置したCRO（チーフリスクオフィサー）主導での全社横断的リスクマネジメント体制の強化、経営会議を中心とした執行側の会議体の再整備による意思決定の質の高度化、内部監査機能の強化など執行側のガバナンス強化を推進します。

<指名委員会等設置会社への移行後の当社のガバナンス体制の概要>



本総会には、第1号議案「定款中一部変更の件」として指名委員会等設置会社への移行に伴う定款変更を、第2号議案「取締役12名選任の件」として指名委員会等設置会社への移行を前提とした取締役選任をお諮りしています。

第2号議案 取締役12名選任の件

当社は、第1号議案「定款中一部変更の件」の承認を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。これに伴い、本総会終結の時をもって、取締役10名に加え監査役5名の全員が任期満了となりますので、第1号議案の承認および効力の発生を条件として、社外取締役7名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は15頁以降に記載のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席回数	取締役候補者の属性		
				独立役員	非業務執行	ジェンダー・国籍
1	にい の たかし 新野 隆 再任	取締役会長	14/14回		●	
2	もり た たか ゆき 森田 隆之 再任	代表取締役執行役員社長 兼 CEO(チーフ・オフィサー)	14/14回			
3	ふじ かわ おさむ 藤川 修 再任	代表取締役 Corporate EVP 兼 CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)	11/11回			
4	まつ くら はじめ 松倉 肇 再任	取締役 Corporate Secretary	14/14回			
5	お ぼた し のぶ 小幡 忍 新任	監査役 (常勤)	11/11回		●	
6	なか むら く に はる 中村 邦晴 再任 社外	取締役	14/14回	●	●	
7	クリスティーナ ・アメージャン 再任 社外	取締役	14/14回	●	●	● 女性・外国籍
8	おか まさ し 岡 昌志 再任 社外	取締役	11/11回	●	●	
9	おか だ きょう こ 岡田 恭子 新任 社外	監査役	11/11回	●	●	● 女性
10	もち づき はる ふみ 望月 晴文 新任 社外		—	●	●	
11	おか だ じょう じ 岡田 譲治 新任 社外		—	●	●	
12	やま だ よし ひと 山田 義仁 新任 社外		—	●	●	

(注) 1. 現在、当社の指名委員会は、上記の中村邦晴、岡 昌志および新野 隆の3氏のほか、社外取締役である伊藤雅俊氏を加えた4氏で構成されており、委員長は中村邦晴氏です。また、報酬委員会は、上記の中村邦晴、クリスティーナ・アメージャン、岡 昌志および森田隆之の4氏で構成されており、委員長は岡 昌志氏です。なお、伊藤雅俊氏は本総会終結の時をもって退任します。

2. 取締役会出席回数は、2022年度における出席回数を記載しています。なお、藤川 修および岡 昌志の両氏は2022年6月22日の取締役就任後に、また、小幡 忍および岡田恭子の両氏は2022年6月22日の監査役就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しています。

取締役候補者に特に期待する領域								就任予定の委員		
企業経営	グローバル 事業	テクノロジー ・イノベーション	サステナビリティ ・ESG	マーケティング	財務会計 ・投資	監査・法務 ・リスクマネジメント	コーポレート ・ガバナンス	指名 委員	報酬 委員	監査 委員
●			●				●	●		
●	●			●	●		●		●	
		●	●	●	●					
			●		●	●	●			
						●	●			●
●	●		●	●			●	●		
	●		●			●	●		●	
●	●				●	●	●	●	● (委員長)	
			●			●				●
●	●					●	●	● (委員長)		●
	●				●	●	●			● (委員長)
●	●	●		●			●		●	

(注) 3. 取締役候補者に特に期待する領域は、当社が定める各キャリア・スキルの具体的な内容（後記「【ご参考】取締役候補者選定の方針とプロセス」(3)をご参照）に照らし豊富な経験と深い見識を有するものを●で表しています。このキャリア・スキルマトリックスは、取締役候補者が有するすべての経験および見識を表すものではありません。

4. 就任予定の委員は、本総会最終後に開催される取締役会において決定される予定のものを記載しています。



1
候補者番号

い の たかし
新野 隆

(1954年9月8日生)

再任

略歴

- 1977年 4月 当社入社
- 2004年 4月 第二ソリューション営業事業本部長
- 2005年 4月 第三ソリューション事業本部副事業本部長
- 2006年 4月 金融ソリューション事業本部長
- 2008年 4月 執行役員 兼 金融ソリューション事業本部長
- 同年 8月 執行役員
- 2010年 4月 執行役員常務
- 2011年 6月 取締役執行役員常務
- 同年 7月 取締役執行役員常務 兼 CSO(チーフストラテジーオフィサー)
- 2012年 4月 代表取締役執行役員副社長 兼 CSO(チーフストラテジーオフィサー) 兼 CIO(チーフインフォメーションオフィサー)
- 2016年 4月 代表取締役執行役員社長 兼 CEO(チーフ・グランド・オフィサー)
- 2021年 4月 代表取締役副会長
- 2022年 6月 取締役会長、現在に至る。

■ 所有する当社の株式数

14,400株

■ 取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■ 取締役在任年数

(本総会終結時)

12年

◇ 取締役候補者とした理由

新野 隆氏は、金融ソリューション事業の担当および代表取締役執行役員副社長兼CSO兼CIOとしてNECグループの経営戦略担当を経た後、2016年4月から代表取締役執行役員社長、2021年4月から代表取締役副会長として当社の経営を担い、さらに、2022年6月からは取締役会長および取締役会議長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏がコーポレート・ガバナンスの強化および当社の企業価値の最大化を目指した持続的な成長の実現に貢献するとともに、経営全般の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



2
候補者番号

もり た たかゆき
森田隆之

(1960年2月5日生)

再任

略歴

- 1983年 4月 当社入社
- 2002年 4月 事業開発部長
- 2006年 4月 執行役員 兼 事業開発本部長
- 2008年 4月 執行役員
- 2011年 7月 執行役員常務
- 2016年 4月 執行役員常務 兼 CGO(チーフ・グローバルオフィサー)
- 同年 6月 取締役執行役員常務 兼 CGO(チーフ・グローバルオフィサー)
- 2018年 4月 代表取締役執行役員副社長
- 同年 6月 代表取締役執行役員副社長 兼 CFO(チーフ・フィナンシャルオフィサー)
- 2021年 4月 代表取締役執行役員社長 兼 CEO(チーフ・グランド・オフィサー)、現在に至る。

■ 所有する当社の株式数

6,000株

■ 取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■ 取締役在任年数

(本総会終結時)

7年

◇ 取締役候補者とした理由

森田隆之氏は、グローバル事業の責任者および代表取締役執行役員副社長兼CFOとしてNECグループの経理・財務戦略、経営戦略およびM&Aの担当を経た後、2021年4月からは代表取締役執行役員社長兼CEOを務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏が社会価値創造型企業への変革を牽引し、当社の企業価値の最大化を目指した持続的な成長を実現するとともに、経営全般の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



3
候補者番号

ふじかわ
藤川 修

(1965年5月18日生)

再任

略歴

1988年 4月 当社入社
2014年 4月 事業イノベーション戦略本部長
2017年 4月 執行役員
2021年 4月 執行役員常務 兼 CFO(チーフ・フィナンシャル・オフィサー)
2022年 6月 代表取締役執行役員常務 兼 CFO(チーフ・フィナンシャル・オフィサー)
2023年 4月 代表取締役 Corporate EVP 兼 CFO(チーフ・フィナンシャル・オフィサー)、現在に至る。

■ 所有する当社の株式数
4,300株

■ 取締役会への出席状況
11/11回 (100%)

■ 取締役在任年数
(本総会終結時)
1年

◇取締役候補者とした理由

藤川 修氏は、金融ソリューション事業および新規事業戦略の担当を経た後、執行役員としてNECグループの新規事業開発戦略を担当し、2021年4月からは執行役員常務兼CFOを務め、現在は代表取締役Corporate EVP兼CFOとしてNECグループの経理・財務戦略、経営戦略およびM&Aを担当し、豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏が当社の成長と業績の向上に向けた戦略の実現をはかるとともに、経営全般の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



4
候補者番号

まつくら
松倉 肇

(1961年12月12日生)

再任

略歴

1985年 4月 当社入社
2005年 4月 マーケティング企画本部長
2006年 4月 事業開発本部長代理
2008年 4月 経営企画部長
2012年 4月 経営企画本部長
2014年 4月 執行役員 兼 NECマネジメントパートナー(株)代表取締役執行役員社長
2017年 4月 執行役員常務 兼 CSO(チーフ・ストラテジー・オフィサー)
同 年 6月 取締役執行役員常務 兼 CSO(チーフ・ストラテジー・オフィサー)
2018年 4月 取締役執行役員常務 兼 CSO(チーフ・ストラテジー・オフィサー) 兼 CHRO(チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー)
2019年 4月 取締役執行役員常務 兼 CHRO(チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー)
2022年 4月 取締役執行役員常務 兼 CHRO(チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー) 兼 CLCO(チーフ・リガール&コンプライアンス・オフィサー)
2023年 4月 取締役 Corporate Secretary、現在に至る。

■ 所有する当社の株式数
7,200株

■ 取締役会への出席状況
14/14回 (100%)

■ 取締役在任年数
(本総会終結時)
6年

◇取締役候補者とした理由

松倉 肇氏は、長年にわたりコーポレート部門において経営企画を担当した後、執行役員兼NECマネジメントパートナー(株)代表取締役執行役員社長としてNECグループの業務改革の責任者、さらに、取締役執行役員常務兼CHRO兼CLCOとして企業文化の変革・人材戦略および法務・コンプライアンス戦略を担当し、現在は、取締役Corporate Secretaryとしてコーポレート・ガバナンス改革を推進するなど豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏がNECグループの成長に向けたコーポレート・ガバナンス改革を牽引するとともに、経営全般の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



5
候補者番号

お ば た し の ぶ
小 幡 忍

(1961年6月7日生)

新任

■ 略歴

1985年 4 月 当社入社
2013年 4 月 法務部長
2017年 4 月 執行役員 兼 CCO (チーフコンプライアンスオフィサー)
2018年 5 月 執行役員 兼 CCO (チーフコンプライアンスオフィサー) 兼 内部統制推進部長
2019年 4 月 執行役員 兼 CLCO (チーフリーガル&コンプライアンスオフィサー)
2022年 4 月 シニアアドバイザー
2022年 6 月 監査役、現在に至る。

■ 所有する当社の株式数
3,600株

■ 取締役会への出席状況
11/11回 (100%)

■ 監査役在任年数
(本総会終結時)
1年

◇ 取締役候補者とした理由

小幡 忍氏は、長年にわたりコーポレート部門において法務・コンプライアンス業務を担当した後、執行役員兼CLCOとしてNECグループ全体の法務・コンプライアンス戦略を担当し、現在は、監査役に就任しており、豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏がこれまでの経験および見識から経営全般の監督を行うに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。



6
候補者番号

なかむらくにはる
中村邦晴

(1950年8月28日生)

再任
社外取締役候補者

■略歴

- 1974年 4月 住友商事(株)入社
- 2009年 6月 同社代表取締役専務執行役員 兼 資源・化学品事業部門長
- 2012年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 兼 資源・化学品事業部門長
- 同 年 6月 同社代表取締役社長
- 2017年 6月 同社代表取締役 社長執行役員 CEO
- 2018年 4月 同社代表取締役会長
- 同 年 6月 同社取締役会長、現在に至る。
- 2019年 6月 当社取締役、現在に至る。

■重要な兼職状況

- 住友商事(株)取締役会長
- 信越化学工業(株)社外取締役

■所有する当社の株式数

0株

■取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■取締役在任年数

(本総会最終時)

4年

◇社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、中村邦晴氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび総合社社の経営者としてのグローバル事業を含めた豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、サステナビリティ・ESG、マーケティングおよびコーポレート・ガバナンスの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇社外取締役候補者の独立性に関する事項

- ・当社は、中村邦晴氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。
- ・中村邦晴氏は、住友商事(株)の取締役会長であります。過去3事業年度において同社の業務執行者ではありません。



7
候補者番号

クリスティーナ ・アメージャン (1959年3月5日生)

再任

社外取締役候補者

■略歴

1995年 1 月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 (2001年10月退任)
2001年 10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
2004年 1 月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授
2010年 4 月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長
2012年 4 月 同大学大学院商学研究科教授
2018年 4 月 同大学大学院経営管理研究科教授 (2022年4月退任)
2021年 6 月 当社取締役、現在に至る。
2022年 4 月 立教大学経営学部国際経営学科特任教授 (2023年3月退任)

■重要な兼職状況

アサヒグループホールディングス(株)社外取締役
住友電気工業(株)社外取締役
日本特殊陶業(株)社外取締役

■所有する当社の株式数

300株

■取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■取締役在任年数

(本総会終結時)

2年

◇社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、クリスティーナ・アメージャン氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび複数企業での社外取締役や大学教授として、グローバルでの企業戦略およびコーポレート・ガバナンスにおける豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は、株式会社および持分会社の経営に関与したことはありませんが、数多くの社外取締役の経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。当社は、同氏に対して、特にグローバル事業、サステナビリティ・ESG、監査・法務・リスクマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇社外取締役候補者の独立性に関する事項

・当社は、クリスティーナ・アメージャン氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。



8
候補者番号

おか まさし
岡 昌志

(1955年7月11日生)

再任
社外取締役候補者

略歴

- 1979年 4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行
- 2004年 6月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) シンジケーション部長
- 2005年 6月 同行執行役員
- 2008年 4月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 執行役員 CIB推進部長
- 2009年10月 同行常務執行役員
- 2010年 7月 同行常務執行役員 兼 ユニオンバンク (現MUFGユニオンバンク) 頭取 兼 最高経営責任者
- 2012年 5月 同行常務執行役員 兼 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取 兼 最高経営責任者
- 2013年 5月 同行専務執行役員 兼 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取 兼 最高経営責任者
- 2014年 7月 同行顧問 兼 米州MUFGホールディングスコーポレーション取締役会長 兼 MUFGユニオンバンク取締役会長
- 2015年10月 同行顧問 (2016年6月退任)
- 2016年 5月 (株)ニコン顧問
- 同 年 6月 同社代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO
- 2020年 4月 同社取締役 (2020年5月退任)
- 同 年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス(株) (現ソニーフィナンシャルグループ(株)) 代表取締役社長 兼 CEO 兼 ソニーフィナンシャルベンチャー(株)代表取締役社長、現在に至る。
- 2022年 6月 当社取締役、現在に至る。

重要な兼職状況

ソニーフィナンシャルグループ(株)代表取締役社長 兼 CEO
(2023年6月に退任し、シニアアドバイザーに就任予定)

◇社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、岡 昌志氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることならびに銀行における役員、事業会社におけるCFOおよび金融事業の経営者として豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、財務会計・投資、監査・法務・リスクマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇社外取締役候補者の独立性に関する事項

- ・当社は、岡 昌志氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。
- ・岡 昌志氏は、ソニーフィナンシャルグループ(株)の代表取締役社長兼CEOであります。過去3事業年度において、同氏が業務執行者であった会社と当社との間の取引金額は、いずれも両社の売上高の1%未満であります。



9
候補者番号

おか だ きょう こ
岡田 恭子

(1959年7月26日生)

新任
社外取締役候補者

■ 略歴

1982年 4月 (株)資生堂入社
2011年 10月 同社企業文化部長
2012年 10月 同社企業文化部長 兼 150年史編纂プロジェクトグループリーダー
2015年 4月 同社総務部秘書室部長
同 年 6月 同社常勤監査役 (2019年3月退任)
2022年 6月 当社監査役、現在に至る。

■ 重要な兼職状況

(株)SUBARU社外監査役 (2023年6月退任予定)
大王製紙(株)社外監査役
(株)ジャックス社外取締役

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

■ 監査役在任年数

(本総会最終時)

1年

◇ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、岡田恭子氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることならびに多数の企業における社外取締役および監査役として、また、現在は当社の監査役として豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏に対して、特にサステナビリティ・ESGおよび監査・法務・リスクマネジメントの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇ 社外取締役候補者の独立性に関する事項

・当社は、岡田恭子氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。



10
候補者番号

もちづきはるふみ

望月晴文

(1949年7月26日生)

新任

社外取締役候補者

■ 略歴

1973年 4月 通商産業省入省
2002年 7月 経済産業省大臣官房商務流通審議官
2003年 7月 同省中小企業庁長官
2006年 7月 同省資源エネルギー庁長官
2008年 7月 経済産業事務次官
2010年 7月 経済産業省退官
同 年 8月 内閣官房参与 (2011年9月退任)
同 年10月 日本生命保険(株)特別顧問 (2013年4月退任)
2013年 6月 東京中小企業投資育成(株)代表取締役社長、現在に至る。

■ 重要な兼職状況

東京中小企業投資育成(株)代表取締役社長 (2023年6月退任予定)

◇ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、望月晴文氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることならびに行政経験、企業経営者および上場会社における取締役会議長として豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、監査・法務・リスクマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇ 社外取締役候補者の独立性に関する事項

- ・当社は、望月晴文氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。
- ・望月晴文氏は、東京中小企業投資育成(株)の代表取締役社長であります。過去3事業年度において、同氏が業務執行者であった会社と当社との間に取引はありません。



11
候補者番号

おかだ じょうじ

岡田 譲治

(1951年10月10日生)

新任

社外取締役候補者

■ 略歴

- 1974年 4月 三井物産(株)入社
- 2011年 6月 同社代表取締役常務執行役員 CFO
- 2012年 4月 同社代表取締役専務執行役員 CFO
- 2014年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 CFO
- 2015年 4月 同社取締役
- 同 年 6月 同社常勤監査役 (2019年6月退任)
- 2017年11月 (公社)日本監査役協会会長 (2019年11月退任)

■ 重要な兼職状況

日本航空(株)社外監査役

■ 所有する当社の株式数
0株

◇ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、岡田譲治氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることならびに総合商社におけるCFOおよび常勤監査役として、また、(公社)日本監査役協会会長として豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏に対して、特にグローバル事業、財務会計・投資、監査・法務・リスクマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇ 社外取締役候補者の独立性に関する事項

- ・当社は、岡田譲治氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。



12
候補者番号

やま だ よし ひと

山田義仁

(1961年11月30日生)

新任

社外取締役候補者

■ 略歴

1984年 4月 立石電機(株) (現オムロン(株)) に入社
2008年 6月 オムロン(株)執行役員 兼 オムロンヘルスケア(株)代表取締役社長
2010年 3月 オムロン(株)グループ戦略室長
同 年 6月 同社執行役員常務
2011年 6月 同社代表取締役社長 CEO
2023年 4月 同社代表取締役、現在に至る。

■ 重要な兼職状況

オムロン(株)代表取締役 (2023年6月に退任し、取締役会長に就任予定)

◇ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

当社は、山田義仁氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび製造業の経営者として、豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、社外取締役候補者としたものであります。当社は、同氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、テクノロジー・イノベーション、マーケティングおよびコーポレート・ガバナンスの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しています。

◇ 社外取締役候補者の独立性に関する事項

- ・当社は、山田義仁氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。
- ・山田義仁氏は、オムロン(株)の代表取締役であります。過去3事業年度において、同氏が業務執行者であった会社と当社との間の取引金額は、いずれも両社の売上高の1%未満であります。

- (注) 1. 取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
2. 当社は、社外取締役である中村邦晴、クリスティーナ・アメージャンおよび岡 昌志の3氏ならびに社外監査役である岡田恭子氏との間で、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しています。また、第1号議案「定款中一部変更の件」が原案どおり承認され、社外取締役候補者である中村邦晴、クリスティーナ・アメージャン、岡 昌志、岡田恭子、望月晴文、岡田譲治および山田義仁の7氏ならびに業務執行取締役等でない社内取締役候補者である新野 隆および小幡 忍の両氏が選任された場合、これらの9氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役候補者のうち、新野 隆、森田隆之、藤川 修、松倉 肇、小幡 忍、中村邦晴、クリスティーナ・アメージャン、岡 昌志および岡田恭子の9氏は当該保険契約の被保険者です。これらの9氏に加え、望月晴文、岡田譲治および山田義仁の3氏が取締役を選任された場合には、これらの3氏も当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の概要は、事業報告「3.(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、当該保険契約は、2023年10月に概ね同様の内容で更新する予定です。

【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

- (1) 現在または過去3年間のいずれかの時期において、2親等以内の親族が当社または当社子会社の重要な業務執行者であったこと
- (2) 現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人が主要な取引先（過去3事業年度のいずれかの事業年度において、(i) 当社と取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの売上高の2%を超える場合の当該取引先、または(ii) 取引先からの年間借入平均残高が当社の総資産の2%を超える場合の当該取引先）の業務執行者、または2親等以内の親族が主要な取引先の業務執行者（ただし、当社における重要な業務執行者に相当するレベル）であったこと
- (3) 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、本人または2親等以内の親族が当社から1,000万円以上の金銭（役員報酬を除く）を受領していたこと
- (4) 現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人または2親等以内の親族が当社の会計監査人である監査法人に所属していたこと
- (5) 現在または過去3年間のいずれかの時期において、本人または2親等以内の親族が当社から多額の寄付を受けている団体（過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社から1,000万円または当該団体の総収益の2%のいずれか高いほうの額を超える寄付を受けている場合の当該団体）の業務執行者であったこと

【ご参考】取締役候補者選定の方針とプロセス

(1) 取締役候補者選定の方針

指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役会は、執行役の職務執行の監督と、当社の経営の基本方針に関する重要事項の審議を通じて経営の方向性を定める機能を担います。その役割・責務を実効的に果たすために、取締役の職務経歴、専門分野、国際性、ジェンダー等の多様性と適正規模についてバランスを考慮して構成しています。また、独立性確保の観点から、取締役の過半数を独立社外取締役で構成することとします。当社は取締役候補者の選定にあたり、次の点を考慮しています。

- ・ 法律上の適格性を満たしていることに加え、人格、見識に優れ、高い倫理感を有していること
- ・ NEC Wayに共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できること
- ・ 当社が取締役に対して豊富な経験や深い見識を有することを特に期待する領域（以下「取締役に特に期待するキャリア・スキル」という。）について豊富な経験や深い見識を有していること

(2) 取締役に特に期待するキャリア・スキルの策定と活用（取締役候補者選定のプロセス）

取締役会の実効性を確保・向上させるため、取締役に特に期待するキャリア・スキルを検討し策定しています。指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役会の果たすべき役割が変化することから、2022年度の指名委員会においては、取締役に特に期待するキャリア・スキルについてゼロベースで見直し、以下の8項目を定めるとともに、各項目の内容についても明確化しました。

当社は、キャリア・スキルマトリックスをもとに取締役会全体としての保有キャリア・スキルの充足度を定期的に確認し、不足するキャリア・スキルの項目や多様性の観点も踏まえながら、取締役候補者となる人材を広くリスト化し、候補者選定の審議に活用しています。

(3) 取締役に特に期待するキャリア・スキルの具体的な内容

項目	具体的な内容
企業経営	事業会社の最高経営責任者としての経験に基づく会社経営に関する実践的な見識
グローバル事業	多国籍企業における最高経営責任者または部門責任者としての経験、もしくはグローバルマーケットに関する専門的見識
テクノロジー ・イノベーション	主としてICTおよびデジタルトランスフォーメーションにかかるテクノロジーに関する事業の経験または専門的見識、もしくは新規事業創出や市場革新の経験または専門的見識
サステナビリティ・ESG	女性、外国籍、障がい等に関する多様な価値観についての見識、ESG活動のリーダーとしての経験、またはESG経営に関する専門的見識
マーケティング	事業会社のマーケティング、ブランド戦略または営業部門における部門長としての経験、もしくは企業間の取引またはマーケティングに関する専門的見識
財務会計・投資	事業会社での最高財務責任者としての経験、大手会計事務所、投資会社等における専門的な業務経験、または投資、財務会計等の専門的見識
監査・法務 ・リスクマネジメント	事業会社における会計、法務、テクノロジー、サイバーセキュリティ等に関するリスクマネジメント経験、監査委員・監査役・監査部門責任者としての経験、もしくは国際・国内法務または地政学に関する専門的見識
コーポレート・ガバナンス	グローバルでの最新のコーポレート・ガバナンスに関する専門的見識、もしくは事業会社におけるガバナンス改革の実行経験または実践的な見識

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 NECグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

2022年度（当期）の経済環境は、欧米を中心としたインフレと金融引き締め政策、中国の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴う影響により、世界経済は後半にかけて減速しました。日本経済は、資源価格上昇や急速な円安等で物価上昇が続いたものの、新型コロナウイルス感染症抑制に伴う行動制限緩和で国内需要中心に底堅く推移しました。

このような事業環境のもと、NECグループは、2021年5月に発表した「2025中期経営計画」に基づき、Purpose・戦略・文化の一体的な取り組みを経営方針に掲げて、事業活動を行いました。

「戦略」においては、「日本を含むグローバルでの事業フォーカス」、「国内IT事業のトランスフォーメーション」および「次の柱となる成長事業の創造」によって成長を目指しています。

「日本を含むグローバルでの事業フォーカス」では、デジタル・ガバメントおよびデジタル・ファイナンス領域において、ウクライナ情勢の影響などによる世界的な景気後退懸念から顧客がIT投資を控えている状況下で、欧州やアジアの顧客を中心に着実に受注・売上を拡大しました。また、グローバル5G領域においては、国内通信事業者の設備投資が抑制傾向にあるものの、基地局を中心として前期に続き当期も着実に売上を伸ばしました。海外においても商用プロジェクト向けの基地局の出荷を開始し、売上を拡大させました。一方で、市場開拓に伴う費用が増加するなど、収益性については課題を残しました。

「国内IT事業のトランスフォーメーション」では、DX（デジタルトランスフォーメーション）にかかる領域での堅調な需要を背景としてコンサルティング事業を中心に着実に売上が拡大しました。NECグループが強みを活かせるコアDX領域においては、生体認証・映像分析、AI、セキュリティ技術などを統合した「NECデジタルプラットフォーム」のさらなる強化に取り組みました。また、当社子会社であるアビームコンサルティング(株)と連携して、経営課題解決や社会価値共創を先進的な顧客とともに実現する戦略パートナーシッププログラムを加速しました。さらに米国マイクロソフト社、米国アマゾン・ウェブ・サービズ社（AWS）および日本オラクル(株)との従来からのパートナーシップに加え、2022年9月には米国レッドハット社との協業を拡大し、グローバルパートナーとの共創による顧客の課題解決に取り組みました。また、AWSの認定資格者を3,000名まで倍増するなど、デリバリー体制も強化しました。

「次の柱となる成長事業の創造」では、ヘルスケア・ライフサイエンス事業において、最先端のAIの活用による個別化治療の開発に取り組みました。また、国際基金「感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)」から日本の企業として初めてファンドプロジェクトに採択され、広範なベータコロナウイルス属に対応する次世代ワクチンの開発を開始しました。さらに、2022年4月に塩野義製薬(株)とB型肝炎に対する治療ワクチン創製を目指した共同研究契約を締結しました。農業領域では、環境にやさしく収益性の高い農業の実現を目的として、2022年9月にカゴメ(株)と合併会社「ディクサス アグリカルチュラル テクノロジー社」を設立しました。また、2023年2月には、脱炭素に向けたESG投資の促進と防災・減災対策

を目的とした投資活性化への貢献に向けて慶應義塾と潜在カーボンクレジットの共創を開始するなど、社会価値提供の加速に取り組みました。

「文化」においては、「2025中期経営計画」に基づく文化と経営基盤の変革を目的として、社内変革プロジェクト「Project RISE」を加速させました。問題解決と組織変革の手法である「Work-Out」を幅広い現場で展開・実践することで社内のビジネス課題を解決するとともに、組織風土の改革を推進しました。また、NECグループで実践した変革手法やノウハウをモデルとして顧客に提供することを前提としたデジタル基盤の構築を進めました。さらに、「Smart Work 2.0」の実践、個人のキャリア形成支援の拡充、キャリア採用や女性従業員比率拡大によるさらなる多様性の推進、ビジネスインフラの整備などにより、働きがいの実感を高める施策を展開しました。

また、「NEC 2030VISION」で示した未来の社会像の実現に向けて自らその構想を発信し、ステークホルダーとともに新たな価値の創造と社会への実装を目指すソートリーダーシップ活動として、スイスで行われたダボス会議に経営トップであるCEOが登壇したほか、NECグループのシンクタンクである(株)国際社会経済研究所の体制強化、NECグループの注力領域に関するホワイトペーパーの発行などを行い、未来の共感創りの加速と成長事業の社会実装への貢献を推進しました。

これらの取り組みに加え、経営幹部と社員との継続的なコミュニケーションを実施したことなどにより、「2025中期経営計画」で指標に掲げたエンゲージメントスコアが、2020年度の25%から36%へと改善しました。

当期の売上収益は、3兆3,130億円と前期に比べ2,989億円（9.9%）増加しました。これは、すべてのセグメントで増収となったことによるものです。

収益面につきましては、営業損益は、前期に比べ379億円増加し、1,704億円の利益となりました。これは、ネットワークサービス事業が減少したものの、グローバル事業やエンタープライズ事業などが増加したことによるものです。また、調整後営業損益は、前期に比べ345億円増加し、2,055億円の利益となりました。

税引前損益は、営業損益が増加したことなどにより、前期に比べ232億円増加し、1,677億円の利益となりました。

親会社の所有者に帰属する当期損益は、法人所得税費用が増加したことなどにより、前期に比べ268億円減少し、1,145億円の利益となりました。また、親会社の所有者に帰属する調整後当期損益は、前期に比べ287億円減少し、1,386億円の利益となりました。

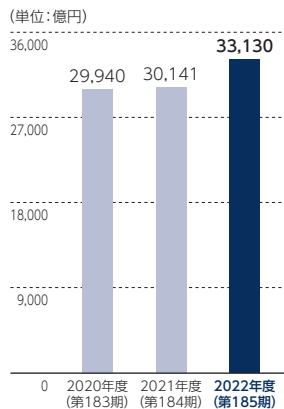
当期の配当につきましては、年間配当金を1株につき110円（中間配当金は1株につき55円）といたしました。

なお、当社は、建設業法施行令第3条に規定する使用人である当社社員1名が建設業許可の欠格要件に該当したことから、建設業許可の再申請のプロセスを経て2022年11月14日付で再許可を得ました。この一連のプロセスによる業績への影響は軽微となっております。

決算ハイライト

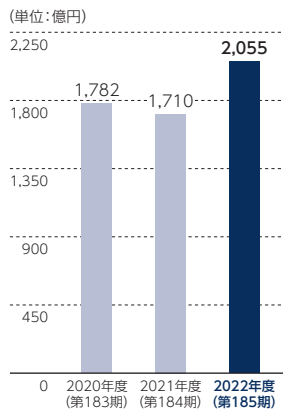
売上収益

33,130 億円



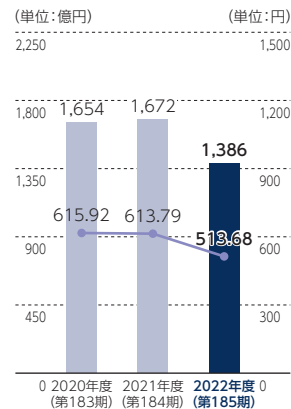
調整後営業利益

2,055 億円



調整後当期利益

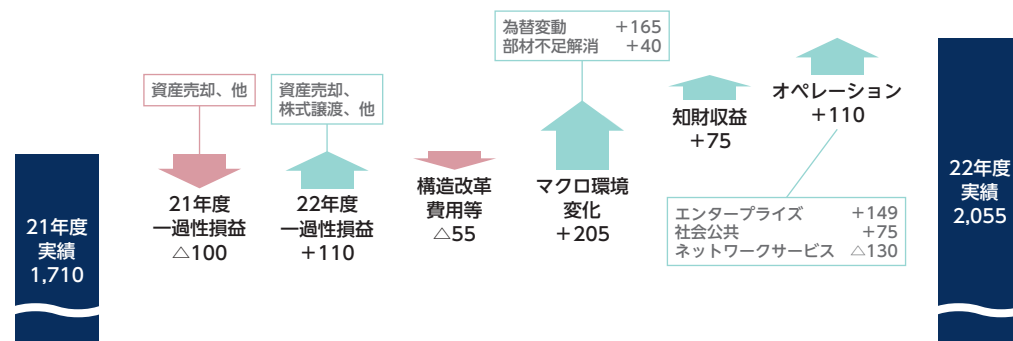
1,386 億円



※折れ線グラフは「調整後1株当たり当期利益 (円)」を表します。

調整後営業利益の変動要因 (前期比)

(億円)



(注) 「調整後営業利益」は、営業利益から、買収により認識した無形資産の償却費およびM&A関連費用（ファイナンシャルアドバイザー費用等）を控除し、買収会社の全社への貢献を明確化した、本源的な事業の業績を測る利益指標です。また、「調整後当期利益」は、「親会社の所有者に帰属する調整後当期利益」の略称であり、親会社の所有者に帰属する当期利益から営業利益に係る調整項目およびこれらに係る税金相当・非支配持分相当を控除した、親会社所有者に帰属する本源的な事業の業績を測る利益指標です。

部門別概況および主要な事業の内容

NECグループの主な事業は、社会公共事業、社会基盤事業、エンタープライズ事業、ネットワークサービス事業およびグローバル事業の5つです。各セグメントの主要なサービスおよび製品ならびにセグメント別の業績の概況は、次のとおりです。

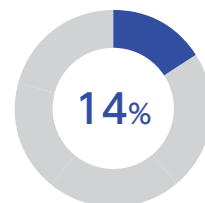
(注) 当社は、2022年4月1日付で実施した組織再編に伴い、当期に報告セグメントの内容を変更しています。主な変更内容は、メディア向けソリューション事業の「社会基盤」セグメントから「社会公共」セグメントへの変更です。なお、前期との比較数値については、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えて表示しています。

社会公共事業

社会公共事業の売上収益は、地域産業向けや公共向けが増加したことなどにより、前期に比べ141億円（3.2%）増加し、4,567億円となりました。

調整後営業損益は、売上の増加に加え、費用の最適化などにより、前期に比べ67億円増加し、427億円の利益となりました。

売上収益比率



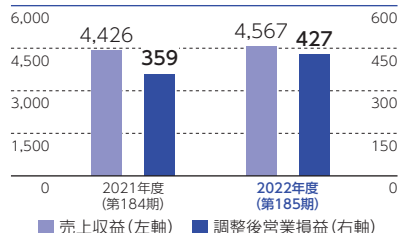
主要サービス・製品名

- システム・インテグレーション（システム構築、コンサルティング）、サポート（保守）、アウトソーシング・クラウドサービス、システム機器

業種・業態別ソリューション例

- 公共：消防指令システム、消防救急デジタル無線システム、防災システム、交通管制システム、鉄道ネットワークシステム、地方公共団体向けシステム、電力事業者向けシステム
- 医療：電子カルテシステム、地域医療連携ネットワーク
- メディア：テレビ番組制作・報道・送出システム、デジタルテレビ送信機
- 地域産業：基幹業務システム

売上収益および調整後営業損益（単位：億円）



社会基盤事業

社会基盤事業の売上収益は、航空宇宙・防衛向けが増加したことなどにより、前期に比べ412億円（6.8%）増加し、6,497億円となりました。

調整後営業損益は、売上の増加に加え、不採算案件の抑制などにより、前期に比べ81億円増加し、673億円の利益となりました。

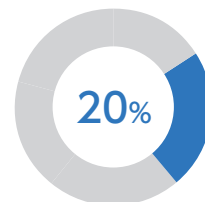
主要サービス・製品名

- システム・インテグレーション（システム構築、コンサルティング）、サポート（保守）、アウトソーシング・クラウドサービス、システム機器

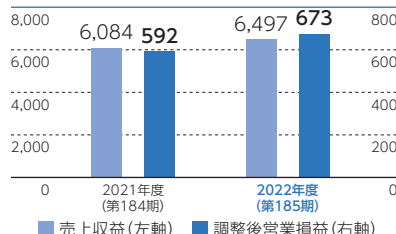
業種・業態別ソリューション例

- 官公：政府情報システム、生体認証システム、航空管制システム、衛星通信・地球観測システム、学校教育システム、郵便情報システム

売上収益比率



売上収益および調整後営業損益（単位：億円）



エンタープライズ事業

エンタープライズ事業の売上収益は、金融業向け、製造業向け、流通・サービス業向けがいずれも増加したことなどにより、前期に比べ397億円（6.9%）増加し、6,144億円となりました。

調整後営業損益は、売上の増加に加え、システム構築領域の収益性向上などにより、前期に比べ159億円増加し、734億円の利益となりました。

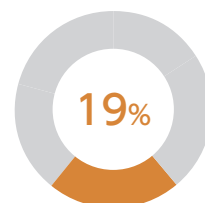
主要サービス・製品名

- システム・インテグレーション（システム構築、コンサルティング）、サポート（保守）、アウトソーシング・クラウドサービス、システム機器

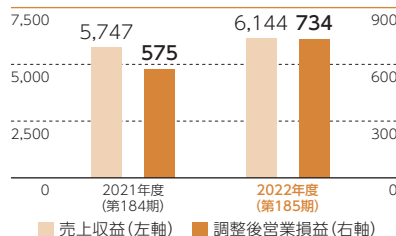
業種・業態別ソリューション例

- 製造：グローバルSCMシステム、設計管理システム、生産管理システム、販売管理システム
- 流通・サービス：小売本部・店舗システム、物流管理システム
- 金融：銀行勘定系システム、銀行営業店システム、保険・証券基幹系システム、保険・証券チャネルシステム

売上収益比率



売上収益および調整後営業損益（単位：億円）



ネットワークサービス事業

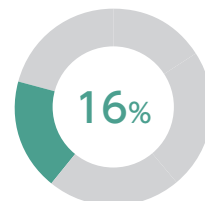
ネットワークサービス事業の売上収益は、通信事業者の設備投資が低調に推移したものの、固定ネットワーク領域で増加したことに加え、特許のライセンス収入があったことなどにより、前期に比べ319億円（6.2%）増加し、5,434億円となりました。

調整後営業損益は、海外5Gの一過性の費用計上や投資費用の増加などにより、前期に比べ113億円減少し、241億円の利益となりました。

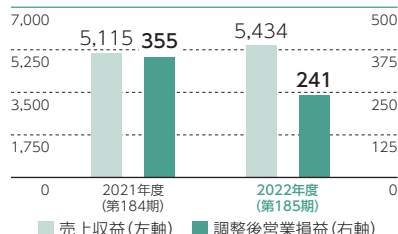
主要サービス・製品名

- ネットワークインフラ
コアネットワーク、携帯電話基地局、光伝送システム、ルータ・スイッチ
- システム・インテグレーション（システム構築、コンサルティング）
- サービス&マネジメント
OSS(Operation Support System)・BSS(Business Support System)、サービスソリューション

売上収益比率



売上収益および調整後営業損益（単位：億円）



グローバル事業

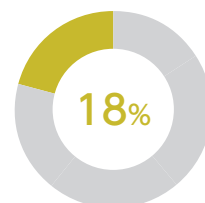
グローバル事業の売上収益は、サービスプロバイダ向けソフトウェア・サービス、デジタル・ガバメントおよびデジタル・ファイナンス、海洋システムが増加したことなどにより、前期に比べ1,008億円（20.8%）増加し、5,863億円となりました。

調整後営業損益は、サービスプロバイダ向けソフトウェア・サービス領域などの収益性向上に加え、事業ポートフォリオ見直しなどにより、前期に比べ166億円増加し、429億円の利益となりました。

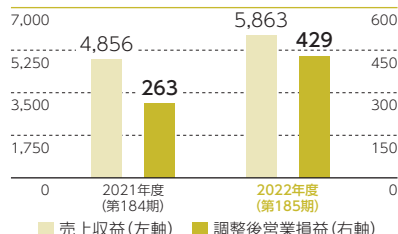
主要サービス・製品名

- デジタル・ガバメント、デジタル・ファイナンス
- サービスプロバイダ向けソフトウェア・サービス
OSS・BSS
- ネットワークインフラ
海洋システム、ワイヤレスバックホール

売上収益比率



売上収益および調整後営業損益（単位：億円）



(2) 設備投資等の状況

当期のNECグループの設備投資の総額は、676億円であり、ソフトウェア製品の開発設備、防衛システムおよび衛星システムの開発・生産設備、ネットワークインフラ関連設備、クラウドサービス関連設備などの拡充をはかりました。

(3) 研究開発の状況

NECグループは、社会価値創造の軸となる既存事業を発展させる技術や、社会に新たな価値を提供する将来事業向けの先進的な技術を創出し、かかる技術の事業の加速に取り組んでいます。

NECグループの当期における研究開発の主な成果は、次のとおりです。

① 衛星レーダとAIを活用し、橋の崩落につながる重大損傷を発見する技術を開発

橋などの道路構造物に対し、事故やトラブルを未然に防ぐため5年に一度の定期点検が求められていますが、担当する専門家の人員が不足しており、点検の効率化や代替手段となる新技術が必要とされています。

当社は、衛星レーダによるリモートセンシングで得られた変位データと橋の構造や気温の変化を学習させたAIを用いて橋の状態を遠隔から解析し、従来発見が困難であった橋の「異常なたわみ」を高精度で検知することで、橋の崩落につながる重大損傷を早期に発見することができる技術を開発しました。本技術を活用することで、ミリ単位の異常なたわみを複数の橋に対してまとめて検知することが可能になり、近接での目視点検が困難な河川・海・谷などに架かる橋の点検業務の効率化に貢献します。

当社は、本技術を強化し、2025年度を目標に、橋の管理者や点検従事者向けの製品化をはかるとともに、橋を含むインフラ施設管理全般のDX推進に取り組んでいきます。

② 多人数を追跡・認証して入場時の混雑緩和に貢献する「ゲートレス生体認証システム」を開発

フラッパーゲートや警備員のいる通用門に多人数が集中した際には、一人ずつ通過して本人確認を行うことが求められるため、長い行列ができるなど混雑が発生します。

当社は、服装の特徴で照合する人物照合技術と動きの特徴で追跡する技術を併用しリアルタイムに多人数を追跡しながら高精度な顔認証を行う「ゲートレス生体認証システム」を開発しました。本システムを活用することで、多人数が自然に歩いて入場している状態でも1台のカメラで1分間に100人以上認証することが可能となるため、混雑を緩和し利用者負担のないスムーズな入場を実現します。

当社は今後、テーマパークやイベント会場、オフィス・工場における入退管理に加えて鉄道の自動改札のゲートレス化などのさまざまなシーンでの活用検証を進め、2024年度を目標に本システムの実用化を目指します。

(4) 資金調達の状況

当社は、2022年7月、社債償還等に必要な資金に充当するため、国内において無担保社債であるサステナビリティ・リンク・ボンド総額1,100億円を発行しました。当社は、本資金調達を通じて、ESG視点の経営優先テーマである「マテリアリティ」の一項目として掲げる「気候変動（脱炭素）を核とした環境課題への対応」への取り組みを推進しています。

(5) 重要な企業再編等の状況

当社は、事業ポートフォリオ見直しの一環で、2022年9月にNECエンベデッドプロダクツ(株)の全株式を(株)メイコーに譲渡しました。

(6) 対処すべき課題

NECグループは、2021年5月に発表した「2025中期経営計画」に基づき、Purpose・戦略・文化の一体的な取り組みを経営方針として掲げ、その実現に向けて、役員・社員一丸となって取り組んでいます。

① Purpose

NECグループは、NEC Wayにおいて、「安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現」をPurposeとして掲げています。NECグループは社会価値を創造する企業として、社会や顧客との「未来の共感」を創ることで、その実現を目指します。そのためNECグループは、2030年に目指すべき未来像を「NEC 2030VISION」として策定しました。

NEC 2030VISION (目指すべき未来像)



また、Purposeの実現に向け、コーポレート・ガバナンスについては、指名委員会等設置会社への移行を契機として監督と執行の明確な分離をはかります。これにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行に関しては取締役会から執行役に大幅な権限委譲を行うことで、意思決定と実行の迅速化をはかります。それにあわせ、新たに設置したCRO（チーフリスクオフィサー）主導での全社横断的リスクマネジメント体制の強化、経営会議を中心とした執行側の会議体の再整備による意思決定の質の高度化、内部監査機能の強化など執行側のガバナンス強化を推進します。

② 戦略

NECグループの強みである技術力を顧客価値に転換し、「日本を含むグローバルでの事業フォーカス」、「国内IT事業のトランスフォーメーション」および「次の柱となる成長事業の創造」により成長を実現します。

「日本を含むグローバルでの事業フォーカス」では、デジタル・ガバナメントおよびデジタル・ファイナンス事業について、利益率の高いソフトウェア事業へのシフトとオフショアの適用範囲の拡大により収益性の向上を実現するとともに、NECグループ内におけるグローバルなシナジーの発揮による事業成長に取り組めます。グローバル5G事業においては、国内外の基地局に関する商用商談の開拓を進めるとともに、自社製ソフトウェア・サービスの増強ならびに事業規模に応じた販売体制および開発規模の最適化により収益性の向上を目指します。

「国内IT事業のトランスフォーメーション」では、業種横断の共通商材の整備により、DX事業の共通基盤である「NECデジタルプラットフォーム」をさらに強化し収益性の向上を実現します。また、経営課題の解決や社会価値の共創を先進的な顧客とともに実現する戦略パートナーシッププログラムをさらに推進するとともに、スマートシティなど社会の変革を後押しするプロジェクトを政策と連動しながら取り組むことで、新たな事業機会を創出します。

「次の柱となる成長事業の創造」では、学術・研究機関を含む社外との連携をさらに加速し、AI、ヘルスケア・ライフサイエンス事業およびカーボンニュートラル関連事業での事業開発活動を進めます。

従来から当社事業を構成してきたベース事業においては、利益率が低い事業についてモニタリングを強化することで収益性の改善をはかるとともに、改善計画が未達成となった場合には事業撤退を含めた経営判断を行うなどして、各事業における堅調な成長と競合他社を上回る利益率の実現を目指します。

これらの成長戦略の実行の裏付けとなる財務力については、持続的なEBITDAの成長に加え、保有資産の最適化を進めることでキャッシュ・フローを創出します。それらを原資に事業成長を重視したキャピタル・アロケーションを実行するとともに、強固な財務基盤の維持・強化をはかり、今後の成長投資を支えます。

また、NECグループと社会のサステナブルな成長を支える非財務基盤の強化に向け、ESG視点の経営優先テーマである「マテリアリティ」として、気候変動、セキュリティ、AIと人権、多様な人材、コーポレート・ガバナンス、サプライチェーンサステナビリティおよびコンプライアンスの7つを特定しています。これに加え、成長と機会創出に向けて取り組むテーマをマテリアリティとして新たに特定することを予定しています。マテリアリティの実践を通じて社会・環境価値および経済価値の大きな事業を推進するとともに、主要なESGインデックスへの継続的な組み入れを目指します。

③ 文化

Purposeの実現には、高いモチベーションをもつ社員の存在が不可欠であることから、社員に選ばれる会社（Employer of Choice）への変革を目指しています。2023年度は、戦略を実行し文化を作る「人への投資」を重視し、組織と人材の力を最大限に活かすための制度改革や環境整備を行い、エンゲージメントの向上と人的資本経営の実現を目指します。特に、上位層に導入したジョブ型人材マネジメントの定着、社内人材公募制度の拡充による人材流動性の向上、有望人材への投資による次世代リーダー育成等に取り組み、事業戦略にタイムリーに連動した適時・適所・適材の人材配置の実行に取り組みます。また、イノベーションの源泉であるダイバーシティについてもさらなる推進をはかります。

上記の各施策を通じて、2025年度に売上収益3兆5,000億円、調整後営業利益3,000億円（利益率8.6%）、調整後当期利益1,850億円（利益率5.3%）、EBITDA4,500億円（利益率12.9%）の達成を目指します。

NECグループは、Purposeの実現に向け、「2025中期経営計画」の達成および「NEC 2030VISION」で掲げた未来像の共創をとおして、国際連合の定める「SDGs」の達成に貢献します。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 当社は、親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
NECプラットフォームズ(株)	10,332百万円	100%	情報通信システム機器等の開発、製造、販売および保守ならびにシステム・インテグレーション等の提供
NECフィールディング(株)	9,670百万円	100	コンピュータおよびネットワークシステムの据付および保守
NECソリューションイノベータ(株)	8,669百万円	100	システム・インテグレーション等の提供およびソフトウェアの開発
アビームコンサルティング(株)	6,200百万円	100	ビジネスコンサルティング
NECネットエスアイ(株)	13,122百万円	38.4	情報通信システムの設計、構築および保守ならびに関連機器の販売
日本航空電子工業(株)	10,690百万円	35.2	コネクタおよび航空・宇宙用電子機器の製造および販売
NECコーポレーション・オブ・アメリカ社 (米国)	27米ドル	100	北米における地域代表・統括業務、コンピュータ関連機器および通信機器の販売ならびにシステム・インテグレーション等の提供
NECヨーロッパ社 (英国)	146,507千スターリングポンド	100	ヨーロッパにおける地域代表・統括業務
NECアジア・パシフィック社 (シンガポール)	80,280千シンガポールドル	100	アジアにおける地域代表・統括業務、コンピュータ関連機器および通信機器の販売ならびにシステム・インテグレーション等の提供
日電 (中国) 有限公司 (中国)	178,000千米ドル	100	中華圏における地域代表・統括業務
NECラテン・アメリカ社 (ブラジル)	328,282千ブラジルリアル	100	中南米における地域代表・統括業務、通信機器の販売およびシステム・インテグレーション等の提供
ネットクラッカー・テクノロジー社 (米国)	1米ドル	100	ソフトウェアの開発および販売
コメット・ホールディング社 (オランダ)	2,058,795千ユーロ	86.3	純粋持株会社 主要な子会社はソフトウェアの開発およびITサービスの提供を主要な事業内容とする子会社を傘下に保有するアパロク・グループ社
ガーデン・プライベート・ホールディングス社 (英国)	474,520千スターリングポンド	100	純粋持株会社 主要な子会社はソフトウェアの開発およびITサービスの提供を主要な事業内容とするNECソフトウェア・ソリューションズ・ユケー社
ソレイユ社 (デンマーク)	50千デンマーククローネ	85.2	純粋持株会社 主要な子会社はソフトウェアの開発およびITサービスの提供を主要な事業内容とするケーエムディ社

- (注) 1. NECネットエスアイ(株)に対する持株比率は、当社が退職給付信託として信託設定している19,200千株 (12.9%) を含まない数字ですが、信託約款上、当該株式の議決権の行使は、当社の指図により行われることになっています。
2. 日本航空電子工業(株)に対する持株比率は、当社が退職給付信託として信託設定している13,800千株 (15.0%) を含まない数字ですが、信託約款上、当該株式の議決権の行使は、当社の指図により行われることになっています。
3. コメット・ホールディング社の発行済株式総数のうち、当社以外の株主が保有する13.7%は、議決権のない優先株式であるため、コメット・ホールディング社に対する当社の議決権比率は100%です。
4. ソレイユ社の発行済株式総数のうち、当社以外の株主が保有する14.8%は、議決権のない優先株式であるため、ソレイユ社に対する当社の議決権比率は100%です。

2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 750,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 272,849,863株 (うち、自己株式 6,209,767株)
- (3) 株主数 149,823名

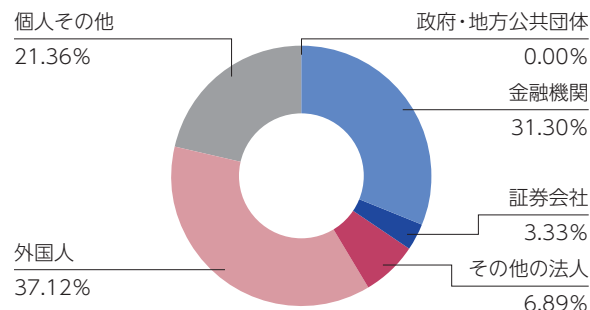
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	46,724千株	17.52%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	20,781	7.79
日本電信電話株式会社	13,023	4.88
住友生命保険相互会社	5,600	2.10
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリートイー 505234	5,077	1.90
NEC従業員持株会	4,093	1.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	3,738	1.40
GOVERNMENT OF NORWAY	3,610	1.35
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	3,475	1.30
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	2,978	1.12

(注) 1. 当社は、自己株式を6,209,767株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は、自己株式 (6,209,767株) を控除して計算しています。

(5) 所有者別状況

区 分	持株比率
政府・地方公共団体	0.00%
金 融 機 関	31.30
証 券 会 社	3.33
そ の 他 の 法 人	6.89
外 国 人	37.12
個 人 そ の 他	21.36
合 計	100



(6) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に、株式報酬として会社役員に交付した株式の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	52,969株	6名

(7) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2022年8月29日開催の取締役会において、2022年8月30日から2023年3月31日までの期間に当社普通株式を670万株または総額300億円を上限として取得することを決議し、当期において当社普通株式6,187,500株を取得価額の総額29,999,739,000円で取得しました。
- ② 当社は、2017年6月22日開催の第179期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入し、2019年6月24日開催の第181期定時株主総会の決議に基づき、同制度を一部変更しております。また、2019年6月24日開催の第181期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする定額株式報酬制度を導入しております。
- ③ 当社は、上記②のほか、当社の執行役員および一部の従業員を対象とする業績連動型株式報酬制度も導入しております。2023年3月31日現在において、これらの対象者（上記②の株式報酬制度の対象者を含む。）を受益者とする株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式は、合計で290,600株です。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
新野 隆	取締役 会長	NECグループのコーポレート・ガバナンス強化に係る重要事項
森田 隆之	代表取締役 執行役員社長	CEO (チーフ・オフィサー) 会社経営の統括、内部監査および輸出入取引管理関係重要事項
藤川 修	代表取締役 執行役員常務	CFO (チーフ・フィナンシャル・オフィサー) 経営企画、経理、財務およびマーケティング関係担当
松倉 肇	取締役 執行役員常務	CHRO (チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー) CLCO (チーフ・リーガル&コンプライアンス・オフィサー) 人事総務、法務、内部統制、内部監査および輸出入取引管理関係担当
西原 基夫	取締役 執行役員常務	CTO (チーフ・テクノロジー・オフィサー) グローバルイノベーション関係担当 日本航空電子工業(株) 取締役
伊岐 典子	取締役	(公財)21世紀職業財団 会長
伊藤 雅俊	取締役	味の素(株) 特別顧問
中村 邦晴	取締役	住友商事(株) 取締役会長 信越化学工業(株) 社外取締役
クリスティーナ ・アメージャン	取締役	立教大学経営学部国際経営学科特任教授 アサヒグループホールディングス(株) 社外取締役 住友電気工業(株) 社外取締役 日本特殊陶業(株) 社外取締役
岡 昌志	取締役	ソニーフィナンシャルグループ(株) 代表取締役社長 兼 CEO
大嶽 充弘	監査役(常勤)	
小幡 忍	監査役(常勤)	
中田 順夫	監査役	弁護士
新田 正実	監査役	公認会計士
岡田 恭子	監査役	(株)SUBARU 社外監査役 大王製紙(株) 社外監査役 (株)ジャックス 社外取締役

- (注) 1. 藤川 修および岡 昌志の両氏は、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会において新たに取締役を選任され就任しました。
2. 小幡 忍および岡田恭子の両氏は、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会において新たに監査役を選任され就任しました。
3. 伊岐典子、伊藤雅俊、中村邦晴、クリスティーナ・アメージャンおよび岡 昌志の5氏は、社外取締役です。
4. 中田順夫、新田正実および岡田恭子の3氏は、社外監査役です。
5. 当社は、伊岐典子、伊藤雅俊、中村邦晴、クリスティーナ・アメージャン、岡 昌志、中田順夫、新田正実および岡田恭子の8氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しています。
6. 新田正実氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 当期中に退任した取締役および監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任事由は、次のとおりです。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任事由）
遠 藤 信 博	取 締 役 会 長	2022年6月22日（任期満了）
石 黒 憲 彦	取 締 役 執行役員副社長	2022年6月22日（任期満了）
瀬 戸 薫	取 締 役	2022年6月22日（任期満了）
太 田 純	取 締 役	2022年6月22日（任期満了）
川 島 勇	監 査 役（常勤）	2022年6月22日（任期満了）
石 井 妙 子	監 査 役	2022年6月22日（任期満了）

8. 2023年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	異動後の会社における地位	異動後の担当および重要な兼職の状況
藤 川 修	代 表 取 締 役 Corporate EVP	CFO（チーフ・フィナンシャル・オフィサー） 経営企画、経理および財務関係担当
松 倉 肇	取 締 役 Corporate Secretary	コーポレート・ガバナンス改革関係担当
西 原 基 夫	取 締 役 Corporate EVP	CTO（チーフ・テクノロジー・オフィサー） グローバルイノベーション関係担当 日本航空電子工業(株) 取締役
クリスティーナ ・アメージャン	取 締 役	アサヒグループホールディングス(株) 社外取締役 住友電気工業(株) 社外取締役 日本特殊陶業(株) 社外取締役

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の決定に関する方針

(i) 報酬の基本方針

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の強化のため、優秀な人材を確保するとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する、グローバル企業としてふさわしい水準・構成とすることを基本方針としています。

(ii) 報酬等の額またはその算定方法に関する決定方法

1) 取締役報酬

取締役の報酬は、基本報酬、賞与および株式報酬（業績に連動する株式報酬（以下「本業績連動型株式報酬」という。）および一定の金額に相当する株式を支給する株式報酬（以下「本定額株式報酬」という。））により構成しています。取締役の報酬の方針および当該方針に基づく取締役の報酬制度は、独立社外取締役（うち、1名は委員長）が過半数を占める報酬委員会において客観的な視点から審議し、その結果を踏まえ、取締役会において決定します。

基本報酬

基本報酬は、固定の月額報酬です。

<決定方法>

基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、役職の別および社内取締役、社外取締役の別により定めます。

ただし、一部の業務執行取締役の基本報酬については、事業年度ごとに成果に応じて増減する仕組みを取り入れており、取締役会では役職の別による基本報酬基準額およびその変動範囲を決定します。

賞与

賞与は、NECグループの継続的な成長に向け、事業年度ごとの業績目標を達成するための短期インセンティブとして機能する業績連動報酬であり、毎年一定の時期に業務執行取締役に對して支給します。

<決定方法>

賞与支給額は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、役職の別により定められた賞与基準額に業績目標の達成度を反映して決定します。

<業績連動の仕組み>

賞与は、評価対象となる事業年度におけるNECグループの連結業績にかかわる重要指標（連結売上収益、調整後連結営業利益および連結フリー・キャッシュ・フロー）および各取締役が担当する部門における業績目標の達成度を反映して算定します。

株式報酬

株式報酬は、本業績連動型株式報酬および本定額株式報酬により構成しており、社内取締役に對して交付します。

(a) 本業績連動型株式報酬

本業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めるための中長期インセンティブとして機能する業績連動報酬です。

<決定方法>

本業績連動型株式報酬は、一事業年度を対象期間として、対象となる一事業年度（以下「対象事業年度」という。）が満了した後、役職および対象事業年度の業績目標の達成度に応じてポイントを確定し、原則として、対象事業年度の始期から3年経過後に確定したポイント数に相当する数の株式を交付します。

<業績連動の仕組み>

本業績連動型株式報酬は、NECグループの中長期的な経営戦略における重要性を勘案し、選定した指標（連結売上収益、調整後連結営業利益および親会社の所有者に帰属する調整後当期利益）の達成度を反映して算定します。

(b) 本定額株式報酬

本定額株式報酬は、取締役報酬のうち株式報酬の割合を増やすことで、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をさらに明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクをも株主と共有することで、より当社の株価を意識した事業運営を行うことを目的とするものです。

<決定方法>

本定額株式報酬は、定時株主総会開催日から翌年の定時株主総会開催日までの期間を対象として、対象となる期間が満了した後、株主総会の決議により定められた上限額の範囲で定めた金額に応じたポイントを付与し、原則として、対象となる期間の始期から3年経過後に付与されたポイント数に相当する数の株式を交付します。

(c) 株式報酬制度における一定の制限事項

株式報酬制度においては、コンプライアンス違反または不適切な会計処理（訂正報告書を提出し過去の財務諸表を訂正した場合を含む。）が確認された場合、報酬委員会での審議および取締役会の決議により、当社株式の交付前においては、当社株式の交付を受ける権利の全部または一部を付与せず、当社株式の交付後においても、交付済の当社株式（当社株式に代えて給付した当社株式の換価処分金相当額の金銭を含む。）の全部または一部について返還を請求することができません。

- (注) 1. 株式交付時の納税資金を考慮して、株式報酬のうち、一定の割合の株式については、市場売却のうえ金銭で支給します。
2. 本業績連動型株式報酬は、法人税法第34条第1項に規定される業績連動給与であり、法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は、対象事業年度について2億円を限度とします。
3. 株主価値創造経営を推進すべく、社内取締役には自社株の保有を奨励しています。

2) 監査役報酬

監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることから、基本報酬のみとし、業績連動の賞与は支給していません。

基本報酬

基本報酬は、固定の月額報酬です。

<決定方法>

基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、常勤、非常勤の別により定め、監査役の協議により決定します。

(iii) 報酬水準の決定方法

役員報酬の客観性、適正性を確保するため、事業内容、規模等の類似する企業を対象とした第三者による役員報酬調査結果を踏まえて、報酬水準を決定しています。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額に対する各報酬等の額の割合の目安は、次のとおりです。

	基本報酬 [非業績連動報酬等]	賞与 (短期インセンティブ) [業績連動報酬等]	株式報酬	
			本業績連動型株式報酬 (中長期インセンティブ) [業績連動報酬等]	本定額株式報酬 [非業績連動報酬等]
社内取締役 (業務執行取締役)	50%	30%	15%	5%
社内取締役 (非業務執行取締役)	80%	0%	15%	5%
社外取締役	100%	0%	0%	0%

(注) 1. 賞与および本業績連動型株式報酬の割合は、業績目標の達成度を反映する前の基準額をもとに算出しています。

2. 非金銭報酬等は、本業績連動型株式報酬および本定額株式報酬です。

② 当期に係る報酬等の額

当期に係る報酬等の額は次のとおりです。

なお、当期に係る報酬等の額は取締役会で決定した報酬制度に基づいており、報酬委員会において審議されていることから、取締役会は上記①に記載の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

	基本報酬		賞与		本業績連動型株式報酬		本定額株式報酬	
	人数	支払総額	人数	支払総額	人数	費用計上額	人数	費用計上額
取締役 (うち、社外取締役)	14名 (7名)	397百万円 (88)	5名 —	112百万円 —	5名 —	79百万円 —	6名 —	31百万円 —
監査役 (うち、社外監査役)	7名 (4名)	110百万円 (50)	— —	— —	— —	— —	— —	— —

- (注) 1. 上記の報酬には、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役2名を含んでいます。
2. 上記の本業績連動型株式報酬および本定額株式報酬に係る費用計上額は、当期に費用計上した金額です。
3. 業績連動報酬等は、賞与および本業績連動型株式報酬であり、非金銭報酬等は、本業績連動型株式報酬および本定額株式報酬です。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額1,380百万円（うち、基本報酬分580百万円、賞与分800百万円）です。（2019年6月24日第181期定時株主総会決議）
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額144百万円です。（2019年6月24日第181期定時株主総会決議）

③ 業績連動報酬に係る指標、その選定理由および業績連動報酬の額の決定方法

(i) 賞与

賞与は、評価対象となる事業年度におけるNECグループの連結業績にかかわる重要指標に連動する部分（以下「全社業績連動部分」という。）および各取締役の担当部門における業績目標の達成度に連動する部分（以下「部門業績連動部分」という。）から構成され、全社業績連動部分および部門業績連動部分に係る比率は、次のとおり役職別に定めています。

役職	全社業績連動部分	部門業績連動部分	
		予算指標部分	中計指標部分
取締役副会長 取締役執行役員社長	100%	—	—
取締役執行役員副社長	60%	20%	20%
取締役執行役員常務	40%	30%	30%
取締役執行役員	30%	35%	35%

全社業績連動部分および部門業績連動部分に係る指標、その選定理由および賞与支給額の決定方法は、次のとおりです。

1) 全社業績連動部分に係る指標およびその選定理由

全社業績連動部分に係る指標は、NECグループの経営戦略における重要性および業績目標の達成度をはかるうえでの適正性を勘案し、評価対象となる事業年度におけるNECグループの連結売上収益、調整後連結営業利益および連結フリー・キャッシュ・フローとしています。

2) 部門業績連動部分に係る指標およびその選定理由

部門業績連動部分に係る指標は、予算指標および中計指標により構成しています。

予算指標は、評価対象となる事業年度における各取締役の担当部門における連結売上収益、調整後連結営業利益、連結フリー・キャッシュ・フロー等です。かかる指標は、事業年度ごとの各取締役の担当部門における業績目標の達成度を適切に評価できることから選定しています。

中計指標は、中期経営計画の達成に向けた取り組みの評価指標です。かかる指標は、取締役ごとに、当該取締役と執行役員社長との面談を通じて設定される事業年度ごとの業績目標であり、執行役員社長は、当該取締役との面談を通じてその達成度を評価し、その評価結果は、評価の妥当性の確認のため、報酬委員会に報告されます。

(注) ビジネスユニット以外を担当部門とする取締役については、部門業績連動部分に係る指標としてNECグループの連結売上収益、調整後連結営業利益、連結フリー・キャッシュ・フロー等を用います。

3) 額の決定方法

賞与支給額は、報酬委員会において、全社業績連動部分および部門業績連動部分に係る指標の評価結果の報告および次の算定式に基づき算定した賞与支給額の審議を行った後、その審議結果を踏まえて、取締役会において対象となる取締役全員に対する賞与支給額の総額を決定します。

なお、賞与支給額は、業績目標の達成度に応じ、役職別賞与基準額に対し0%から200%までの範囲で決定します。

<算定式>

全社業績連動部分（役職別賞与基準額×全社業績連動比率（注1）×全社業績連動支給率（注2））+部門業績連動部分（役職別賞与基準額×部門業績連動比率（注3）×部門業績連動支給率（注4））

（注1）上記(i)記載の全社業績連動部分に係る比率です。

（注2）上記1)記載の全社業績連動部分に係る指標に基づき算定します。

（注3）上記(i)記載の部門業績連動部分に係る比率です。

（注4）上記2)記載の部門業績連動部分に係る指標に基づき算定します。

(ii) 業績連動型株式報酬

本業績連動型株式報酬に係る指標、その選定理由および本業績連動型株式報酬の額の決定方法は、次のとおりです。

1) 指標およびその選定理由

本業績連動型株式報酬に係る指標は、対象事業年度における連結売上収益、調整後連結営業利益および親会社の所有者に帰属する調整後連結当期利益です。かかる指標は、NECグループの中長期的な経営戦略における重要性を勘案し、中長期的な企業価値の最大化ならびに株主への貢献に向けた意識および活動の強化に結びつくことを考慮して選定します。

2) 額の決定方法

本業績連動型株式報酬は、次の算定式に基づき算定します。

なお、本業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度に応じ、役職別権利付与株式数に対し0%から100%までの範囲で決定します。

<算定式>

役職別権利付与株式数（注1）×業績連動支給率（注2）

（注1） 役職別株式報酬基準額（*）÷対象事業年度の直前の事業年度における東京証券取引所の当社株式終値の平均値

（*） 役職別株式報酬基準額は、基本報酬額（一部の業務執行取締役については基本報酬基準額）に、制度対象者の役職に応じて定められた役職別乗率を乗じて算定します。

（注2） 対象事業年度における連結売上収益達成度×30%
+対象事業年度における調整後連結営業利益達成度×40%
+対象事業年度における親会社の所有者に帰属する調整後連結当期利益達成度×30%

④ 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

(i) 賞与

当事業年度における賞与の全社業績連動部分に係る指標の目標および実績は、次のとおりです。

指標	目標	実績	目標の達成率	全社業績連動部分に占める割合
連結売上収益	31,300億円	33,130億円	105.8%	20%
調整後連結営業利益	1,850億円	2,055億円	111.1%	50%
連結フリー・キャッシュ・フロー	1,800億円	1,025億円	56.9%	30%

- (注) 1. 上記の実績は、億円未満を四捨五入しており、目標の達成率は、億円未満を四捨五入する前の実績を用いて算定したうえで、小数点第二位を四捨五入しています。
2. 取締役副会長および取締役執行役員社長の賞与支給額は、賞与基準額に上記の全社業績連動部分に係る指標の達成率を反映して決定しました。その他業務執行取締役の賞与支給額は、賞与基準額に上記の全社業績連動部分に係る指標の達成率に加え、部門業績連動部分に係る指標の達成率を反映して決定しました。

(ii) 業績連動型株式報酬

2022年度を対象期間とする本業績連動型株式報酬は、2025年7月に当社株式の交付を行う予定です。当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標および実績は、次のとおりです。

指標	目標	実績	目標の達成率	全社業績連動部分に占める割合
連結売上収益	31,300億円	33,130億円	105.8%	30%
調整後連結営業利益	1,850億円	2,055億円	111.1%	40%
調整後連結当期利益	1,150億円	1,386億円	120.5%	30%

- (注) 上記の実績は、億円未満を四捨五入しており、目標の達成率は、億円未満を四捨五入する前の実績を用いて算定したうえで、小数点第二位を四捨五入しています。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として、本業績連動型株式報酬および本定額株式報酬を交付することとしており、導入の目的や内容については上記①に記載のとおりです。

なお、当期において交付した株式は、2019年6月24日開催の第181期定時株主総会の決議により導入された本業績連動型株式報酬および本定額株式報酬として交付されたものであり、その交付状況は「2株式に関する事項（6）当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑥ 役員報酬等に関する株主総会決議について

(i) 基本報酬および賞与に関する株主総会の決議について

役員の基本報酬および賞与に関する株主総会の決議年月日は2019年6月24日であり、決議の内容および当該決議に係る役員の数数は、次のとおりです。

- 取締役の報酬限度額を月額から年額に改めるとともに、年額13億8,000万円以内（うち、基本報酬分5億8,000万円以内、賞与分8億円以内）と改定し、当該報酬限度額の範囲で取締役の基本報酬に加えて賞与も支給することとしました。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は11名（うち、社外取締役5名）です。

なお、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は10名（うち、社外取締役5名）です。

- 監査役の報酬限度額を月額から年額に改め、年額1億4,400万円以内としました。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。

なお、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会終結時点の当該制度の対象となる監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。

(ii) 株式報酬に関する株主総会の決議について

取締役の株式報酬に関する株主総会の決議年月日は2019年6月24日であり、決議の内容および当該決議に係る役員の数、次のとおりです。

- ・2019年6月24日開催の第181期定時株主総会において、2017年6月22日開催の第179期定時株主総会の決議により導入された社内取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度を一部変更することとしました。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の数は6名です。

なお、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の数は5名です。

- ・2019年6月24日開催の第181期定時株主総会において、社内取締役を対象とした本定額株式報酬制度を導入することとしました。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の数は6名です。

なお、2022年6月22日開催の第184期定時株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の数は5名です。

- (注) 1. 2017年6月22日開催の第179期定時株主総会の決議により導入された業績連動型株式報酬制度は中期経営計画の期間となる3事業年度を対象期間とするもので、当社が本信託に拠出する金銭の上限額は当該対象期間について2億円、本信託から社内取締役に交付される当社株式の数の上限は、当該対象期間について8万8,000株でした。
2. 2019年6月24日開催の第181期定時株主総会の決議により、上記(注)1.の業績連動型株式報酬制度が変更されました。変更後の業績連動型株式報酬制度は、2019年4月1日以降開始する毎事業年度を対象期間とするもので、当社が本信託に拠出する金銭の上限額は、当該対象期間について2億円、本信託から社内取締役に交付される当社株式の数の上限は、当該対象期間について8万8,000株です。
3. 2019年6月24日開催の第181期定時株主総会の決議により導入された定額株式報酬制度は定時株主総会開催日から翌年の定時株主総会開催日までを対象期間とするもので、当社が本信託に拠出する金銭の上限額は当該対象期間について6,000万円、本信託から社内取締役に交付される当社株式の数の上限は、当該対象期間について2万株です。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏名	出席状況	主な活動状況
伊 岐 典 子	取締役会 (14 / 14回)	当社は、伊岐典子氏に対して、特にダイバーシティ、企業経営、グローバル事業、リスクマネジメントおよびサステナビリティ（ESGを含む。）の領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しており、同氏は、主に当該領域に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行うことにより、当社が同氏に対して期待する役割を果たしました。
伊 藤 雅 俊	取締役会 (14 / 14回)	当社は、伊藤雅俊氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、リスクマネジメント、サステナビリティ（ESGを含む。）およびマーケティングの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しており、同氏は、主に当該領域に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行うことにより、当社が同氏に対して期待する役割を果たしました。
中 村 邦 晴	取締役会 (14 / 14回)	当社は、中村邦晴氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、リスクマネジメント、サステナビリティ（ESGを含む。）およびマーケティングの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しており、同氏は、主に当該領域に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行うことにより、当社が同氏に対して期待する役割を果たしました。
クリスティーナ・アメージャン	取締役会 (14 / 14回)	当社は、クリスティーナ・アメージャン氏に対して、特にダイバーシティ、グローバル事業、リスクマネジメントおよびサステナビリティ（ESGを含む。）の領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しており、同氏は、主に当該領域に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行うことにより、当社が同氏に対して期待する役割を果たしました。
岡 昌 志	取締役会 (11 / 11回)	当社は、岡 昌志氏に対して、特に企業経営、グローバル事業、財務会計（投資を含む。）およびリスクマネジメントの領域に関する豊富な経験と深い見識に基づく業務執行の監督および経営に対する助言を期待しており、同氏は、主に当該領域に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行うことにより、当社が同氏に対して期待する役割を果たしました。
中 田 順 夫	取締役会 (14 / 14回) 監査役会 (16 / 16回)	主に企業法務に関する法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
新 田 正 実	取締役会 (14 / 14回) 監査役会 (16 / 16回)	主に財務および会計の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
岡 田 恭 子	取締役会 (11 / 11回) 監査役会 (11 / 11回)	多数の企業における監査役および取締役としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) 岡 昌志氏は2022年6月22日の取締役就任後に開催された取締役会への出席状況を、また、岡田恭子氏は2022年6月22日の監査役就任後に開催された取締役会および監査役会への出席状況を記載しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第24条および第31条の規定に基づき社外取締役である伊岐典子、伊藤雅俊、中村邦晴、クリスティーナ・アメージャンおよび岡 昌志の5氏ならびに社外監査役である中田順夫、新田正実および岡田恭子の3氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しています。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役または監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものです。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員ならびに当社または子会社の役員または従業員であって、当社または子会社の指示により、当社および子会社以外の会社で役員等の地位にある者です。当該保険契約は、被保険者が、その業務遂行に関連して損害賠償請求を受けた場合において法律上負担すべき損害賠償金および支出した防御費用を填補するとともに、被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる当該会社の損害も填補するものです。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、成長領域への投資や財務基盤の充実をはかることが長期的な企業価値の創出につながると考えており、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に考慮した株主還元を努めてまいります。

当期の配当につきましては、本業の利益である営業利益が期初の計画を達成したことなどから、期初の公表値どおり1株につき110円（中間配当金は1株につき55円）といたしました。

また、当社は、機動的な剰余金の配当の実施を可能とするため、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨ならびに剰余金の配当を決定する場合の基準日を毎年3月31日および9月30日の年2回とする旨を定款に定めています。

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		(負債及び資本)	
流動資産	1,995,903	(負債)	
現金及び現金同等物	419,462	流動負債	1,365,509
営業債権及びその他の債権	799,875	営業債務及びその他の債務	497,625
契約資産	335,852	契約負債	287,859
棚卸資産	267,576	社債及び借入金	130,867
その他の金融資産	15,776	未払費用	240,870
その他の流動資産	157,362	リース負債	47,056
		その他の金融負債	21,950
		未払法人所得税等	20,951
		引当金	57,574
		その他の流動負債	60,757
		非流動負債	705,817
非流動資産	1,988,147	社債及び借入金	320,794
有形固定資産（純額）	563,384	リース負債	109,764
のれん	355,572	その他の金融負債	20,428
無形資産（純額）	378,250	退職給付に係る負債	179,106
持分法で会計処理されている投資	80,425	引当金	20,470
その他の金融資産	207,731	その他の非流動負債	55,255
繰延税金資産	159,930	負債合計	2,071,326
その他の非流動資産	242,855	(資本)	
		資本金	427,831
		資本剰余金	165,034
		利益剰余金	764,604
		自己株式	△31,588
		その他の資本の構成要素	297,936
		親会社の所有者に帰属する持分合計	1,623,817
		非支配持分	288,907
資産合計	3,984,050	資本合計	1,912,724
		負債及び資本合計	3,984,050

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	3,313,018
売上原価	2,354,770
売上総利益	958,248
販売費及び一般管理費	793,700
その他の損益 (△は損失)	5,899
営業利益	170,447
金融収益	10,899
金融費用	17,624
持分法による投資利益	3,949
税引前利益	167,671
法人所得税費用	36,155
当期利益	131,516
当期利益の帰属	
親会社の所有者	114,500
非支配持分	17,016
当期利益	131,516
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益	
基本的1株当たり当期利益 (円)	424.51
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	424.50

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		1,081,175	流動負債		1,065,155
現金及び預金		119,330	買掛金		431,332
受取手形		4,149	1年内返済予定の長期借入金		41,000
売掛金		412,312	1年内償還予定の社債		40,000
契約資産		231,474	リース債務		209
リース投資資産		6,955	未払金		40,193
商品及び製品		41,127	未払費用		77,246
仕掛品		25,236	未払法人税等		3,634
原材料及び貯蔵品		19,301	契約負債		155,153
前渡金		62,169	預り金		215,242
前払費用		26,655	製品保証引当金		5,418
未収入金		82,783	役員賞与引当金		112
その他		49,688	工事契約等損失引当金		12,544
貸倒引当金		△2	偶発損失引当金		25,153
固定資産		1,350,579	資産除去債務		305
有形固定資産		233,384	その他		17,614
建物		134,965	固定負債		349,487
構築物		3,548	社債		195,000
機械及び装置		7,132	長期借入金		121,000
車両運搬具		221	リース債務		320
工具、器具及び備品		44,363	製品保証引当金		1,087
土地		32,220	債務保証損失引当金		11,458
建設仮勘定		10,935	偶発損失引当金		1,205
無形固定資産		69,885	資産除去債務		9,229
特許権		756	その他		10,188
借地権		128	負債 合 計		1,414,642
ソフトウェア		68,820	(純資産の部)		
その他		182	株主資本		1,000,173
投資その他の資産		1,047,310	資本金		427,831
投資有価証券		88,021	資本剰余金		136,663
関係会社株式		785,764	資本準備金		89,892
出資金		197	その他資本剰余金		46,772
長期貸付金		46	利益剰余金		467,251
関係会社長期貸付金		10,797	利益準備金		17,066
繰延税金資産		68,121	その他利益剰余金		450,185
前払年金費用		56,461	オアソバハーション促進積立金		250
その他		43,854	繰越利益剰余金		449,935
貸倒引当金		△5,950	自己株式		△31,573
資 産 合 計		2,431,755	評価・換算差額等		16,940
			その他有価証券評価差額金		19,919
			繰延ヘッジ損益		△2,979
			純 資 産 合 計		1,017,113
			負債純資産合計		2,431,755

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		1,775,558
売上原価		1,332,729
売上総利益		442,828
販売費及び一般管理費		403,709
営業利益		39,119
営業外収益		
受取利息	523	
受取配当金	44,353	
その他	4,929	
		49,805
営業外費用		
支払利息	2,011	
固定資産除却損	1,856	
為替差損	6,440	
その他	7,407	
		17,714
経常利益		71,210
特別利益		
関係会社株式売却益	11,734	
投資有価証券売却益	9,343	
固定資産売却益	3,781	
債務保証損失引当金戻入額	2,036	
事業譲渡益	1,792	
		28,687
特別損失		
関係会社株式評価損	2,610	
債務保証損失引当金繰入額	2,344	
減損損失	2,205	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,263	
固定資産売却損	124	
投資有価証券売却損	121	
投資有価証券評価損	84	
関係会社株式売却損	0	
		8,753
税引前当期純利益		91,144
法人税、住民税及び事業税	495	
法人税等調整額	△11,460	
当期純利益		102,109

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小山 秀 明
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 勤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 慎 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小山 秀 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 勤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 慎 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第185期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査役会監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第185期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく内部統制システムの整備及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、その内容について検討しました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用については、事業報告に適切である旨が記載されており、相当であると認めます。
 - ④事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

日本電気株式会社 監査役会

常勤監査役	大	嶽	充	弘	㊟
常勤監査役	小	幡		忍	㊟
社外監査役	中	田	順	夫	㊟
社外監査役	新	田	正	実	㊟
社外監査役	岡	田	恭	子	㊟

以上

配当金を配当金領収証でお受け取りの株主さま

配当金は、銀行口座等でお受け取りできます。

配当金領収証により配当金を受け取っている株主さまは、お受け取り方法を銀行口座等でのお受け取りに変更することをお勧めいたします。銀行口座等への振込は、お受け取りの手間を省くことができ、確実かつ迅速に配当金を受け取ることができます。

詳細は、口座を開設されている証券会社等までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
定時株主総会	毎年6月	(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
定時株主総会の基準日	毎年3月31日	(電話照会先)	☎ 0120-782-031
剰余金の配当の基準日		(ウェブサイトアドレス)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
期末配当金	毎年3月31日	(よくあるご質問(FAQ))	
中間配当金	毎年9月30日	公告方法	当社の公告方法は、電子公告(当社ウェブサイトへの掲載)とします。 ただし、電子公告によることができないときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とします。
単元株式数	100株	(公用ウェブサイトアドレス)	https://jpn.nec.com/ir
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		

【株式事務に関するお問い合わせ先】

- ・証券会社の口座で株式を保有されている株主さま ⇒ お取引されている証券会社
- ・それ以外の株主さま ⇒ 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 ☎ 0120-782-031 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)

(郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記の「よくあるご質問 (FAQ)」のページでご確認いただけます。

【電子提供制度に関するお問い合わせ先等】

電話照会先 ☎ 0120-533-600 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)

ウェブサイト <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

株主総会会場ご案内

開催日時 2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

会場 当社玉川事業場 NEC玉川ルネッサンスシティホール
神奈川県川崎市中原区下沼部1753

